

令和2年4月30日

「SENJU株式会社」と称する通信販売サイトを運営する事業者に関する 注意喚起

令和元年12月以降、「SENJU株式会社」と称する通信販売サイトで商品を注文し代金を支払ったものの、商品が届かない又は注文した商品と異なる商品が届いたという相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、「SENJU株式会社」と称する通信販売サイトを運営する事業者（以下「SENJUを運営する事業者」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（債務の履行拒否）を確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. SENJUを運営する事業者の概要（注）

SENJUを運営する事業者は、下表のサイトなどの複数の「SENJU株式会社」と称する通信販売サイト（以下併せて「本件サイト」といいます。）を開設し、本件サイトに商品を掲載しています。

サイトの名称	SENJU株式会社
運営する事業者の概要	不明
主な本件サイトのURL （主な掲載商品）	https://viss.gscsistore.xyz/ （玩具など） https://swbw.maorshop.xyz/ （玩具など）

本件サイトのいずれにおいても、トップページで、別紙のとおり「SENJU株式会社」というロゴが表示されます。

しかしながら、それぞれのサイトの「会社概要」上での表示は、「会社名」としてSENJU株式会社ではない実在しない事業者名又は実在するものの本件サイトとの関係が認められない事業者名が表示されており、住所や電話番号についても第三者のものなどが表示されています。

したがって、SENJUを運営する事業者の実体は不明です。

（注）実在するSENJU株式会社は、本件とは全く無関係です。

2. 具体的な事例の概要

(1) 消費者は商品の検索結果から本件サイトにアクセスします。

消費者が、購入を希望する商品を検索サイトで検索すると、検索結果の一覧の中に本件サイトが表示され、消費者は検索結果の一覧から、本件サイトにアクセスします。

(2) 他の通信販売サイトよりもはるかに安い価格で消費者の興味をひきます。

SENJUを運営する事業者は、本件サイトにおいて、商品の販売価格を他の通信販売サイトよりもはるかに安く表示することにより、消費者の興味をひきます。この表

示を見て、目当ての商品が格安で買えると興味を持った消費者は、本件サイトで会員登録を行い、商品を注文します。

(3) 商品代金を支払っても注文したとおりの商品は届きません。

SENJUを運営する事業者が指定する銀行の口座に商品代金を振り込むなど、消費者が商品代金を支払っても、SENJUを運営する事業者からは、商品が届かなかったり注文した商品と全く異なる商品が届いたりして、注文したとおりの商品は届きません。

消費者は、商品が届かなかったり注文した商品と異なる商品が届いたりしたことを疑問に思い、本件サイトに表示されている電話番号に問い合わせますが、その電話番号は、第三者の電話番号又はFAX番号であり、SENJUを運営する事業者には電話がつかないことはありません。また、本件サイトに表示されているメールアドレスなどに問合せのメールを送信しても、SENJUを運営する事業者から回答はありません。

3. 消費者庁が確認した事実

- (1) SENJUを運営する事業者は、本件サイトにおいて、サイトごとに異なる事業者名や住所を表示していましたが、表示していた事業者名は、実在しない事業者名又は実在するものの本件サイトとの関係が認められない事業者名でした。また、表示していた住所は、実在しない架空のもの又は第三者の住所であり、その住所にSENJUを運営する事業者は存在しません。
- (2) 本件サイトで商品を注文しても、SENJUを運営する事業者からは、商品が届かない又は注文した商品と全く異なる商品が届くのみであり、消費者庁が確認した限り、注文したとおりの商品が届いた事例はありません。(債務の履行拒否)

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- 本件のように、注文した商品が届かない又は全く異なる商品が届くような悪質な通信販売サイトでは、サイトのURLに「.xyz」などの見慣れないトップレベルドメイン¹が使用されていることが多くあります。このようなトップレベルドメインが使用されている通信販売サイトには注意が必要です。
- 例えば「.com」などのよく目にする著名なトップレベルドメインを使用している通信販売サイトであっても、全ての商品について、他の通信販売サイトと比較して大幅な割引をしているような場合には注意が必要です。
- 通信販売サイト内に、サイトを運営する事業者の名称、住所、電話番号などが表示されていても、当該事業者とは全く関係のない第三者の又は架空の住所や電話番号などがある場合があります。そのため、**少しでも不安に感じた場合には、契約前に、サイト名**

¹ ウェブサイトのURLのドメインを構成する箇所（例：「https://www.caa.go.jp」であれば、「caa.go.jp」のうち、最も右側の箇所（例：「caa.go.jp」であれば、「.jp」）を指します。著名なものとしては、「.jp」、「.com」などがあります。

やサイトを運営する事業者名、住所、電話番号をインターネット上で検索し、架空の住所となっているなどの不審な点がないかを調べるなどして、その事業者の存在をよく確認してください。

- 本件サイトは日本語で表示されていたものの、日本語の表現が不自然な箇所が認められました。日本語の表現が不自然な箇所が多数あるような通信販売サイトには注意が必要です。
- 本件サイトにおいては、商品の代金は前払となっており、その支払方法として銀行振込がありましたが、振込先の銀行口座の名義は、本件サイトで表示されていた事業者名とは異なる個人であり、また、その個人名は、本件サイトの運営責任者として表示されたものではありませんでした。このように、商品代金の振込先口座の名義が、通信販売サイト上で表示される事業者名や運営責任者名と異なっているような通信販売サイトには注意が必要です。

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名	URL
消費者庁	デジタルプラットフォーム事業者が提供するショッピングモールサイトにおける偽ブランド品の販売に関する注意喚起（令和2年4月7日公表）	https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_200407_01.pdf
消費者庁	冬物ブランド衣料品の偽物を格安で販売する「CGJP株式会社」に関する注意喚起（平成31年2月22日公表）	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2018/pdf/release_2018_190222_0001.pdf
(独)国民生活センター	冬物の「衣料・履物」の詐欺・模倣品サイトに注意！ートラブルが冬季に集中して発生ー（平成30年10月23日公表）	http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20181023_1.html

- 取引に関して不審な点があった場合は、契約をしたりお金を支払ったりする前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。
消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188（いやや!）**

- ◆ 警察相談専用電話

電話番号 **#9110**

※いずれも局番なし

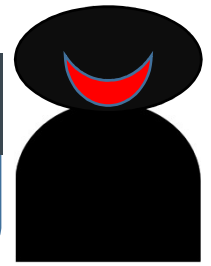
公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
電話 03-3507-9187
FAX 03-3507-7557

別紙

本件サイトにおいて表示されるSENJU株式会社のロゴ



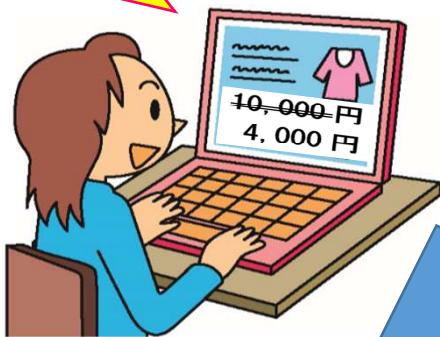
「SENJU株式会社」と称する通信販売サイトを運営する事業者に関する注意喚起



- ①「.xyz」など見慣れないトップレベルドメイン
- ②他サイトより大幅に割引

注意

- ③前払代金の振込先口座の名義がサイトの事業者名や責任者名と異なる



・注文
・代金支払



商品が届かない！

全く異なる商品が届く？



運営者に電話をしてもつながらない・
問合せメールを送っても回答は来ない

消費者庁からのアドバイス

- 次のような通信販売サイトには注意が必要です。
 - ① 「.xyz」など見慣れないトップレベルドメインが使用されている
 - ② 全ての商品が他のサイトと比較して大幅に割引されている
 - ③ 前払代金の振込先口座の名義がサイト上の事業者名や責任者名と異なっている
- 少しでも不安に感じた場合には、契約前に、サイト内に表示された住所などをインターネット上で検索し、不審な点がないかを調べるなどして、その事業者の存在をよく確認しましょう。